７ＪＺＦ	142901	あざれあ	29. 6.15
７ＪＺＩ	142909	ＣＡＳＳＩＯＰＥＩＡ　ＬＥＡＤＥＲ	29. 6.30
７ＪＺＭ	142911	ＣＥＴＵＳ　ＬＥＡＤＥＲ	29. 6.30
７ＫＡＢ	142963	ＴＡＮＧＯ	29. 6. 5
７ＫＡＣ	142964	ＰＡＣＩＦＩＣ　ＩＳＬＡＮＤＥＲ　ＩＩ	29. 6. 5
ＪＤ４１４５	142876	和田丸	29. 6.14
ＪＤ４１７５	142926	はいぱーえこ	29. 6.15
ＪＤ４１８６	142947	テクノスター	29. 6. 5
ＪＤ４１９８	142968	扇忠丸	29. 6.23
ＪＤ４１９９	142969	第５青木丸	29. 6.14
ＪＤ４２０１	142971	第八力栄	29. 6.19
ＪＤ４２０３	142976	新豊丸	29. 6.26
ＪＤ４２０７	142982	大惇丸	29. 6.26
ＪＤ４２１２	142987	安芸	29. 6.26
ＪＤ４２１９	142996	ＯＭＥＧＡ　ＩＩ　１	29. 6. 8
ＪＤ４２２４	143002	鶴和丸	29. 6.23
ＪＤ４２２９	143012	三悠丸	29. 6.29
ＪＤ４２３３	143018	第一住若丸	29. 6.23

○国土交通省告示第七百五十四号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行規則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十九年八月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
ＪＣＨＷ	128534	第三悠久丸	平成29. 5.29
ＪＨＪＨ	135848	ＭＧ　ＳＨＩＰＰＩＮＧ	29. 5.16
ＪＩＪＬ	130109	明神丸	29. 5. 8
ＪＬＬＨ	121873	かとり	29. 5.31
ＪＤ２７０５	128510	さんふらわあ　ふらのアヴローラおくしり	29. 5.15
ＪＤ２７４２	132881	第二十三明神丸	29. 5.18
ＪＧ２６６５	106108	日翔丸	29. 5.11
ＪＧ５０８８	133119	なみ	29. 5. 9
ＪＧ５３０２	134338	第３海陽丸	29. 5.21
ＪＪ３６３２	129210	ちとせ	29. 5. 1
ＪＪ３７３５	131852	福吉号	29. 5.19
ＪＪ３８２４	132329	第十八菱有丸	29. 5.17
ＪＫ５１８４	133041	扇澤丸	29. 5.29
ＪＬ４９０３	124147	明神正宝丸	29. 5.22
ＪＬ５６５４	129940	第七十八天王丸	29. 5.12
ＪＬ６５２５	135563	新日丸	29. 5.23
ＪＭ５７７４	130429	第八東邦丸	29. 5.11
ＪＭ６２６４	133603	第十八克丸	29. 5.23
ＪＨＢＦ	135230	しんりゅう	29. 5.31
ＪＨＫＮ	129491	第八龍生丸	29. 6.19
ＪＲＡＳ	121682	くまの	29. 6.19
ＪＤ２４８５	140614	勇福神丸	29. 6.30
ＪＤ２７３６	128517	摩周丸	29. 6.12
ＪＤ３１１９	141330	はいぱーえこ	29. 6.15
ＪＧ４５７２	128924	白水	29. 6.13
ＪＧ４６９２	129753	第十関東丸	29. 6.21
ＪＨ２７２１	119880	第一興洋丸	29. 6.28
ＪＨ３０７０	128411	第二祐生丸	29. 6. 9
ＪＩ３０１６	119725	しゃち丸	29. 6.26
ＪＩ３３９９	128799	貴和丸	29. 6.23
ＪＪ３５６２	129306	第八宝栄丸	29. 6. 5
ＪＪ３８６９	132400	三悠丸	29. 6.21
ＪＫ４３１５	127361	大福丸	29. 6. 9
ＪＫ５１３７	132543	金栄丸	29. 6.13
ＪＫ５１８５	133042	愛光丸	29. 6.12
ＪＫ５２５０	133714	恵光丸	29. 6.19
ＪＫ５４７０	135306	三嶌吉３	29. 6.16
ＪＬ５２２５	126357	第十七大祐丸	29. 6.26
ＪＬ６０００	133871	鶴水丸	29. 6. 7
ＪＬ６３０６	134883	第十一オーパルエルピー	29. 6.15
ＪＬ６５３８	135556	第二十八秀丸	29. 6.15
ＪＬ６６１９	136478	第二十五徳丸	29. 6.19
ＪＭ５７３７	130395	コバルトクイーン１号	29. 6.22
ＪＭ６０３１	132650	第十三櫻島丸	29. 6. 6
ＪＭ６２３９	132738	第二明徳丸	29. 6.27

○国土交通省告示第七百五十五号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年八月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
Ａ１４５１００１１	平成26. 2.24	134338	なみ
Ａ１５１７１００８	27. 4.28	134734	第十五浜幸丸
Ａ１５１７１００１５	平成27. 7. 7	128060	マリン１号

○国土交通省告示第七百五十六号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十九年八月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
Ａ１５１７１００１５	平成27. 7. 7	128060	マリン１号
Ａ１５１７１４００８	27. 4.28	134734	第十五浜幸丸

○防衛省告示第百五十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年八月十四日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年八月二十一日（予備、同月二十二日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｴ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四四秒

(ｲ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ｳ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(ｴ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年八月十四日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年八月二十七日（予備、同月二十八日）の〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｴ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四四秒

(ｲ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ｳ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(ｴ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百五十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十九年八月十四日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十九年八月二十八日の〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ｱ)から(ｶ)までの六地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｶ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三三度二九分五一秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｲ)　北緯三三度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ｳ)　北緯三三度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(ｴ)　北緯三三度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒

(ｵ)　北緯三三度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

(ｶ)　北緯三三度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。